

スイッチング 支援システム 取扱マニュアル

目次

〈〈スイッチング〉〉
高圧500kW未満

1	スイッチングについて	1~2
(1)	スイッチングの定義	1
(2)	スイッチング申込の流れ	2
2	スイッチングに必要となる日数について	3~6
(1)	マッチングについて	3
(2)	スイッチングに必要となる日数について	3
(3)	マッチング不成立について	4
(4)	スイッチング希望日とマッチング期限日の関係について	5
(5)	マッチング不成立時の確認方法について	6
3	スイッチング開始受付	7~27
(1)	スイッチング開始受付時の流れについて	7
(2)	供給地点の特定方法について	8
(3)	スイッチング支援システムトップ画面からの「スイッチング開始申込」について	8~9
(4)	スイッチング開始受付時（廃止取次有り）の留意事項	10~11
(5)	スイッチング廃止取次の入力方法について	12~15
(6)	スイッチング廃止取次の判定結果の取得について	16~17
(7)	廃止取次結果のメール通知	17
(8)	廃止不能時の処理について	18
(9)	廃止承諾時の処理について	18
(10)	「スイッチング開始申込」画面について	19~23
(11)	「スイッチング開始申込」の入力確認画面について	24~25
(12)	「スイッチング開始申込」の入力完了画面について	26~27
4	スイッチング開始における受付工程の遷移と訂正・取消し処理について	28~34
(1)	「スイッチング開始申込」後の受付工程について	28
(2)	「スイッチング開始申込」の受付工程の確認方法について	29~30
(3)	「スイッチング開始申込」の訂正・取消し方法について	31
(4)	スイッチング支援システムでの訂正・取消し方法について	32~34

(3) 「スイッチング開始申込」の訂正・取消し方法について

内容訂正・取消しを行なう時点の受付工程によって、申込内容の訂正・取消し方法が異なります。
受付工程別の申込の内容訂正・取消しの方法については以下のとおりです。

<「スイッチング開始申込」における受付工程と内容訂正・取消しの方法について>

受付工程欄表示内容	申込内容訂正・取消しの方法
確認中	スイッチング支援システム「申込内容訂正」画面にて、申込内容訂正・取消しが可能です。
廃止申込待ち	
申込処理中	スイッチング支援システムでの受付ができないため、直接、一般送配電事業者へ連絡を行なってください。なお、この場合システム上、訂正取消しが不可能なため、一般送配電事業者側で申込自体を「却下」させていただき、小売電気事業者側にて改めて「スイッチング開始申込」をしていただく必要があります。
却下	一般送配電事業者への連絡は不要です。

上記のとおり、「スイッチング開始申込」と「スイッチング廃止申込」の双方が揃い、一般送配電事業者にて「マッチング処理」が完了した時点の受付工程である「申込処理中」以降は、いずれの小売電気事業者も、直接、一般送配電事業者へ連絡が必要です。

※廃止取次申込の取消しにおける留意事項について

現（旧）小売電気事業者へ廃止取次申込を行っている場合においても、スイッチング開始申込を取消しする際は、必ず現（旧）小売電気事業者へ電話等による直接連絡の上、廃止取次申込の取消しを行ってください。ただし、スイッチング開始日翌日以降の廃止取次申込の取消しはできません。